# みえ災害時多言語支援センターの概要

三重県及び三重県国際交流財団は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に 行うため「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、登録ボランティアや関係機関との 協力により運営します。

## 1. 設置及び運営主体

三重県 及び 公益財団法人三重県国際交流財団 MIEF

## 2. 設置場所

みえ県民交流センター内(アスト津3階)

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課及び公益財団法人三重県国際交流財団 事務局

### 3. 設置基準

大規模地震等により、県内で甚大な被害や災害が発生し、県が地域防災計画に定める非常体制をとったとき、かつ多数の外国人住民等が被災したことを確認した(予想する)場合。 その他上記以外でも、三重県と三重県国際交流財団の協議により設置を決めた場合。

#### 【参考:三重県が非常体制をとる条件】

- ・県内に「震度5強以上」の地震が発生したとき
- ・大津波警報が発令されたとき
- ・県内に地震または津波により甚大な被害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき

### 4. 業務内容

- (1) 外国人住民等に必要な多言語による災害情報等の提供
  - ・県、国等が発表する災害情報の多言語による発信
  - ・市町が発表する災害情報のうち、広域的に有益な情報の多言語による発信
- (2) 外国人住民等からの問合せ・相談への対応
- (3) 外国人住民等が避難している避難所運営(通訳・翻訳)への支援 ※情報発信、相談、通訳・翻訳対応を行う言語はやさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、 英語、ベトナム語の 5 言語とする。

## 5. その他

(1) みえ災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定の締結(2013年5月1日) 協定書(PDF:80KB)

# (2) 災害時多言語支援センター活動のイメージ図

